

Q:新庁舎を建設する必要があるのか？

A:現在の消防本部・北部消防署は、浸水想定区域(約)5～10mとなっており、災害発生時に消防機能を維持させるため、浸水想定区域からの脱却が課題となっていました。また、施設は昭和48年の開署に合わせて建設されていることから、老朽化も激しく、女性用の設備がない、感染症対策ができないなど様々な課題があったため庁舎建設が必要と判断しました。

Q:庁舎建設場所の選定理由は？

A:北部消防署の主な管轄である、市川三郷町・富士川町へのアクセスが良いこと。橋の崩落等により、富士川を挟んで分断された場合に、右岸に中部消防署、左岸に北部消防署を配置することで、有事の際に両岸で活動できるよう目指しました。このような条件を満たす場所を検討しましたが、市川三郷町の街中は浸水想定区域、山間地は土砂災害警戒区域等が多く、中々候補地の選定ができませんでした。ハザードマップで見ると、庁舎建設場所に隣接する山梨県防災倉庫は、浸水想定区域に該当していなかったことから、山梨県防災倉庫と同じ高さに盛土することで、各種条件を満たすことができると判断し、選定しました。

Q:庁舎建設場所は地盤が良くない場所と思われるが大丈夫なのか？

A:新庁舎の建設場所は、地盤調査(ボーリング調査)を事業発注前の令和4年度に実施したほか、業務発注後の令和5年度、令和6年度にも施工業者による地盤調査を実施した上で、調査結果に基づき設計を行いました。また、直壁を建設し、盛土工事を行っていますが、直壁の下部は支持層と呼ばれる地盤の頑丈な部分まで地盤改良をおこない、工事を実施しました。なお、建物自体も支持層まで杭を打ち建設をする予定となっています。

Q:新庁舎の建設場所付近が大きな水害に見舞われた時、隣接する県道や農道は水没し、通行不可能となり、新庁舎が陸の孤島になると思われるが、どのような災害対応をするのか？

A:新庁舎は、想定最大の浸水深よりも高い位置に建設しているため、庁舎自体が水没することは無いと想定しています。また、周辺道路が水没するような災害が想定される場合は、市川大門地内、高田地内、青柳地内等も浸水する可能性が高くなるため、事前に浸水想定区域外(市川三郷町上野地内や富士川町最勝寺地内等)へ消防車両を分散し待機させ、機動力が発揮できるよう、火災・救急等の災害に備えるように計画をしています。また、陸の孤島になっても、あらゆる消防に関する設備が使用可能となるよう計画しているため、災害対策本部としても機能し、早期に南アルプス市消防本部や甲府地区消防本部、山梨県消防防災ヘリコプターへの出場要請、他県の緊急消防援助隊への出場要請など、水害に対して短期的・長期的な受援体制の構築が可能となります。

Q:庁舎建設にあたりデザインビルド方式で発注したのはどうしてですか？

A:今回、庁舎建設を行うにあたり、財源の一つに地方債の「緊急防災・減災事業債」を想定していました。緊急防災・減災事業債は、とても有利な地方債で、借入をした緊急防災・減災事業債の金額のうち、70%が交付税として国から交付される地方債です。しかし、緊急防災・減災事業債は令和7年度までの地方債となっていることから、令和7年度中に庁舎建設事業を終了させる必要があります。そのため、通常の発注方法(設計と工事を別々に発注する方法)ではなく、工期を短縮することが可能である、設計施工一括発注方式(デザインビルド方式)を採用しました。

Q:設計施工一括発注方式(デザインビルド方式)とは何か？

A:設計と施工をまとめて発注する方式で、設計段階から施工を考慮した品質管理や計画をすることができ、施工業者が得意とする工法の適用や無駄のない資材調達などが可能なため、コストが削減できます。また、設計や施工のそれぞれにおいて行われる発注や契約等の業務が一括化されるため、事務手続きの負担軽減のほか、設計から施工までの移行がスムーズに行えるため工期の短縮が期待できます。

Q:新庁舎建設後には増穂分駐所が新庁舎へ統合されるようですが、富士川町への影響はどうなりますか？

A:富士川町への災害緊急時の出動は、増穂分駐所が建設される以前は、富士川大橋も無かったことから、主に富士橋(鯉沢)か三郡橋(市川三郷町)を使用しておりました。現在の北部消防署から富士橋経由は約 5.6km で緊急走行時は6分、三郡橋経由は約 7.8km で緊急走行時は8分を要していました。富士川大橋が建設された後は、現在の北部消防署から距離にして約 3.9km で緊急走行時は約4分でした。

増穂分駐所が統合されることにより、救急の場合、地域によっては、現在より1～2分程遅くなってしまう地域もありますが、新庁舎は富士川町までの距離が約 1.0km 短くなり、富士川町への影響は分駐所体制の現在とほぼ変わらないものと考えております。また、現在重症が疑われる場合や、搬送が困難の場合に消防隊も出場する PA 連携を行っていますが、今までは救急隊は増穂分駐所、消防隊は北部消防署から出場しておりましたが、今後は救急隊・消防隊ともに新庁舎から出動しますので、出動時から連携を取った活動が可能となり、現場滞在時間の短縮につながります。

火災等の場合につきましては、消防隊は北部消防署から出動しているため、現在より早く現場に到着することが可能になります。